

1 改訂の趣旨

当該計画の基本施策1-2「事業所における脱炭素化の促進」の進捗を計る指標として「EV補助件数」を設定していたが、令和6年度に補助事業を開始したSBT認定は事業者が省エネやEV導入等も含めた、脱炭素経営に幅広く取り組むものであることから、事業所における脱炭素化の促進の進捗を把握するうえで、より適切な指標であると考え、指標を「SBT認定補助件数」に変更するもの

2 改訂内容

以下のとおり、指標を変更する。

(変更前の指標)

指標	現状値(R4)	目標値(R12)
EV補助件数	—	1,400台

※EV補助はR8以降も継続

(変更後の指標)

指標	現状値(R4)	目標値(R12)
SBT認定補助件数	—	118件

※118件:実績をもとに推計

《参考》SBT(Science Based Targets)認定とは

- ▶ SBTとは、パリ協定(世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃内に抑える努力をする)が求める水準と整合した、5～15年先を目標として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のこと
- ▶ パリ協定において、2030年は世界共通の長期目標である「世界の平均気温上昇を1.5℃に抑える」ための極めて重要な中間地点(マイルストーン)と位置づけられていることから、SBT認定を受ける多くの企業は2030年を目標年次としている。
- ▶ 認定は国際的な認証機関である「SBTi」が実施
- ▶ SBT認定を取得するためには、企業自身が「いつまでにどのくらい排出量を減らすのか」について目標設定し、その妥当性をSBT事務局に認めてもらう必要がある。
- ▶ 取得した企業のメリットとして、温室効果ガス排出削減に向けた自社の排出状況の「把握・見える化」するほか、企業価値向上や新たな顧客獲得チャンスなど、投資家や顧客に対してプラスのアピールにつながる。